東秩父村地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表

新 (改正後)

旧 (現 行)

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第2条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画等(以下「計画」という。)の作成に関する協議及び計画の実施に関することを行うとともに、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人(以下「NPO法人」という。)等による道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定による登録に基づいて行われる有償のボランティア輸送(以下「公共交通空白地有償運送」という。)について、法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、東秩父村地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第2条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画等(以下「計画」という。)の作成に関する協議及び計画の実施に関することを行うとともに、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人(以下「NPO法人」という。)等による道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定による登録に基づいて行われる有償のボランティア輸送(以下「公共交通空白地有償運送」という。)について、法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、東秩父村地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。